

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十六条の四まで（現行のとおり） （低公害・低燃費車の導入義務者の規模）</p> <p>第十七条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、同条に規定する低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、<u>十五パーセント</u>とする。</p> <p>第十八条から第二十八条まで（現行のとおり） （地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）</p> <p>第二十九条（現行のとおり）</p> <p>2 条例第七十六条第一項、第九十七条、第一百一条、第三百三十五条、第四百四十一条第二項及び第四百四十五条に規定する規則で定める規模以上の揚水施設は、<u>一戸建ての住宅において家事の用のみに供するものにあつては揚水機の出力が三百ワットを超える揚水施設、その他のものにあつては全ての揚水施設とする。</u></p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第三十条から第八十三条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十六条の四まで（略） （低公害・低燃費車の導入義務者の規模）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、同条に規定する低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、<u>五パーセント</u>とする。</p> <p>第十八条から第二十八条まで（略） （地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 条例第七十六条第一項、第九十七条、第一百一条、第三百三十五条、第四百四十一条第二項及び第四百四十五条に規定する規則で定める規模以上の揚水施設は、揚水機の出力が三百ワットを超える揚水施設とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第三十条から第八十三条まで（略）</p>

別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで (現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで (略)